

岐阜県への要請活動報告

- 1 期 日 平成28年8月12日(金)
- 2 場 所 岐阜県教育委員会11階会議室
- 3 参加者 北川量三会長他6名
- 4 対応者 岐阜県教育委員会教職員課 浅井孝彦課長補佐様 渡辺 出課長補佐様
- 5 内 容 下記要望書を提出後懇談会を開催

懇談及び県教委からのご指導

- ① 講師等代替者の慢性的に不足していることの現状
- ② 加配要望については、岐阜県として毎年国には要求し続けている。
- ③ 職員の大量採用は、後の大量退職にもつながり、職員の年齢構成を考えながら実施する。
- ④ 産育休は例外として、途中退職や病気休職が増加している。学校でも、研修や、職員間の風通しを良くしながら、中途退職者を減らす方向で協力して欲しい。

平成28年 8月12日

岐阜県教育長
松川 禮子 様

岐阜県小中学校教頭会
会長 北川 量三

要 望 書

今日の社会環境等の急激な進展に伴い、県民の教育に対する願いや期待には、きわめて大きなものがあります。貴職におかれましては、この県民の思いに応えるべく、本県教育の充実と発展のために多大の御尽力をいただいておりますことに、まずもって深く感謝申し上げます。私ども岐阜県小中学校教頭会に対しましても、日頃より格別の御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たち教頭は、今年度も引き続き、『たくましく生きる児童生徒の育成』と、真に県民の期待に応えうる『信頼される学校づくり』のため、誠心誠意努力する覚悟でおります。つきましては、よりよき本県教育の実現のためには、下記事項の教育諸条件の改善・充実が是非とも必要と考え、岐阜県小中学校教頭会の要望としてまとめました。諸般の厳しい事情もあろうかとは存じますが、何卒貴職の深い御理解と格別の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

記

- 1 主として国に働きかけていきたいこと
 - (1) 「義務教育国庫負担制度」の負担率を当面は2分の1に復元するとともに、将来的には全額負担を実現すること
 - (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」を堅持すること
 - (3) 子どもたち一人一人へのきめ細かな教育を実行するため、全ての学校・全ての学級において36人以上の学級が解消となるとともに、30人学級の全学年での実現及びそのための次期定数改善計画を早急に確定し、教育課題に必要な定数改善を実施すること
 - (4) 少人数学級の実施については、加配定数によるものではなく、義務教育標準法を改正し、基礎定数の増員による全国一律の条件で実施すること
 - (5) 学校教育法37条に基づき教頭の未配置校の解消を図り、同条3項による特別な事情における事務職員不配置校規定を削除して、全ての学校に教頭と事務職員を配置すること
- 2 主として県にお願いしたいこと
 - (1) 生徒指導・不登校及び外国籍児童生徒等、児童生徒の支援及び指導法工夫改善のための加配教職員を一層充実すること
 - (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」を堅持すること
 - (3) 教育の機会均等の原則を担保し、財政事情に伴う教育格差が生じないよう市町村に積極的に指導すること
 - (4) 定年退職者の再任用制度の採用条件を緩和することで、教職経験を大量採用者や若手教員の指導力向上に生かす等、任用方法を再検討していくこと